

このほか、来訪者が安全に史跡内を周遊できるよう歩道の付設を図る。ただし、今後の発掘調査の結果によっては、迂回路の整備や部分的な歩行スペースの確保に留めることも検討する。

### (2) 正倉院北側エリア (図17-3)

正倉院北側エリアは、遺構の分布状況の把握が不十分であるため、まず保存目的の発掘調査によって情報の蓄積を図り、整備実施は将来に委ねる。

当面は、調査により確認された重要な遺構を確実に保存するとともに、公有地化した郡衙域北隅の2ヶ所で暫定的な整備を行う。2次調査及び90次調査で確認した郡衙北限溝の簡易な表示整備を行い、説明板やベンチなどを設置する。

### (3) 清水エリア (図17-2)

清水エリアは、律令祭祀の行われていた場所として史跡指定した地区であるが、その中心となる恒川清水は律令祭祀が行われなくなった後も座光寺地域のシンボリックな場所として保存継承されてきた。このような歴史的経過から、当エリアでは、今日まで継承されてきた水を湛えた恒川清水の景観を復元する整備に優先的に取り組む。

なお、当エリア内の市道(座光寺20号線・21号線)については、周辺住民が国道153号に抜ける際に使用する生活道路としての機能を維持させるものとするが、当該地が史跡公園内であることが分かるよう恒川清水の主要な構成要素である清水や石垣と調和した舗装路面への改良などを行う。

#### ① 清水整備ゾーン

石垣で囲まれ水を湛えた清水として長年受け継がれてきた恒川清水の姿に整備する。さらに、史跡境界付近に植栽などを行い、周辺の構造物を目立たなくするなど清水の景観を良好なものとする修景を施す。また、必要に応じて現存する石碑や石垣を安全に維持管理する対策を行う。

なお、発掘調査の成果から推定される郡衙存続時の恒川清水の景観や祭祀などの様相については、説明板で説明することとする。

#### ② 緑地ゾーン

清水と調和した景観を形成し、清水を眺める緑地空間として活用できるよう整備を行う。緑地空間の整備にあたっては、発掘調査により明らかになった当該時期の樹木の植栽を図るとともに、現状の樹木の活用も検討する。

また、四阿・水飲み場・ベンチなどの便益施設を、史跡景観に配慮し最小限度配置する。

### (4) ガイダンスエリア (図17-4)

ガイダンスエリアには、ガイダンス施設のほか、史跡見学者のための駐車場・駐輪場・トイレなどの便益施設も併せて整備する。また、周辺構造物などを目立たなくすることも考慮した植栽による修景を行うとともに、入り口に史跡への誘導を図る看板などを設置する。

ガイダンス施設は、説明パネル・出土遺物などの展示や映像などにより史跡恒川官衙遺跡の調査研究

成果やその価値をわかりやすく伝えるとともに、史跡恒川官衙遺跡及び周辺の歴史・文化資産の概要・価値・魅力を紹介する機能をも果たすものとする。このほか、体験学習の場、史跡の管理・活用の拠点としての機能も果たせるようにする。

施設の整備にあたっては、地下遺構の保存と史跡の景観に配慮した意匠・工法・構造を採用することとする。

なお、エリア内の市道（座光寺19号線）については、ガイダンス施設から清水エリアや正倉院エリアへと周遊する動線や史跡公園の管理用道路としての役割を果たす道路として位置づけ、ガイダンスエリアと一体的な整備を図る。

### （5）エリア間連絡路

エリア間連絡路は、清水エリアと正倉院エリア・正倉院北側エリアなどを繋ぐ主要動線と位置づけるが、現状で地域住民の生活道路として活用されていることから、史跡整備後も生活道路としての機能を維持するものとする。

そのため、史跡来訪者などの歩行の安全確保を考慮し、正倉院エリアや清水エリア、及びガイダンスエリア西端部においては、エリア間連絡路沿いに歩道若しくは待避所の整備などを検討する。



道路整備の例（飯田市仲ノ町通り）

なお、路面整備にあたっては、清水エリアにおける路面改修と合わせた舗装路面への改良など史跡内の調和に配慮する。

### （6）古墳ひろばエリア

整備基本計画では、古墳ひろばエリアは史跡恒川官衙遺跡や周辺の歴史・文化資産を巡る拠点の一つとして位置づける。

古墳ひろばエリアは、史跡高岡第1号古墳の周溝部にあたることから、このエリアの整備については、別途進める史跡飯田古墳群の整備事業と調整を図った上で実施する。

### （7）周辺地域

周辺地域においては、歴史・文化資産などについて、統一した仕様に基づいた標識・説明板・案内板などを設置するとともに、認知・誘導のための道標・標識などを国道などの主要動線の交差点に設置する。また、いくつかのモデル周遊コースを設定・整備し、所要時間や見所などを示した案内板なども適宜配置する。

## 第Ⅶ章 整備計画対象地における施設等の整備基本計画

### 1 節 標識・説明板・案内板等の整備

史跡恒川官衙遺跡の本質的価値を構成する諸要素を確実に守り伝えたり、来訪者を目指す地点に適切に誘導したりするために、標識・説明板・案内板などを整備する。整備にあたっては、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」（資料2）の規定及びその他文化庁の示す方針に従う。

説明板・案内板などの内容は来訪者が理解しやすい平易なものとなるよう努め、整備にあたっては、周囲の景観との調和及び耐久性などを考慮するとともに統一的な意匠の採用を図る。

また、可能な範囲で多言語にも対応するものとし、多言語化においては文化庁より示された『文化財の英語解説のあり方について』の「英語解説の改善・充実にあたっての視点」（資料1）を参考にする。

#### 【資料1】

「英語解説の改善・充実にあたっての視点」

（『文化財の英語解説のあり方について』（平成28年7月 文化財の英語解説のあり方に関する有識者会議）より）

外国人旅行者が日本の文化財を訪れたときに分かりやすい解説がなければ、文化財の由縁や歴史が十分に伝わらない。そのため、訪日外国人旅行者は文化財の本当の価値を理解することができず、その文化財を適切に評価することもできない。

このためまずは、できるところから外国語解説の整備を進めていくことが取組の第一歩であるが、その際には、訪日外国人旅行者にも分かりやすい解説となるよう工夫し、「見て感動し、その価値を理解していただく」ことに主眼を置くべきである。具体的には、以下の四つの視点が重要である。

- 視点1 日本語の解説を直訳せず、基本的な用語の解説を補足する等、文化財を理解する上で前提となる情報を解説に盛り込む
- 視点2 外国人の目線でその文化財のどこに興味・関心をもつかを把握し、メリハリの利いた解説内容とする。
- 視点3 案内板やパンフレットなどの解説媒体に応じ適切に情報を書き分けるとともに、デザイン上の見やすさや景観との兼ね合いも考慮する。
- 視点4 分かりやすい解説のためには、英文執筆・翻訳を委ねることができる優れた人材を確保する。

#### （1）標識

史跡に指定されていることを現地に示すため、正倉院エリアと清水エリアに標識を設置する。その際には、来訪者の動線及び景観などを考慮して適切な場所を選定することとする。



標識の例（平沢官衙遺跡）

【資料 2】

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 7 号)  
最終改正：平成 27 年 9 月 11 日 文部科学省令第 30 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 15 条第 1 項及び第 72 条第 1 項（同法第 75 条及び第 95 条第 5 項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第 1 項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第 2 条 法第 115 条第 1 項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第 3 条 前条第 1 項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第 4 条 法第 115 条第 1 項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、13 センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは 30 センチメートル以上とするものとする。

3 第 1 項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第 1 項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第 5 条 第 1 条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第 6 条 法第 115 条第 1 項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

## (2) 説明板

J R 飯田線元善光寺駅の利用者など西方から史跡にアクセスする来訪者に対応するため、史跡の名称、指定年月日、指定の理由、概要及び価値などを表示した大型の説明板を、正倉院エリアの北西部に設置する。

また、正倉院エリア、清水エリアを中心に、史跡の特徴を把握しやすい場所又は個別の遺構などの内容解説に適した場所に中型の説明板を設置する。



大型説明板の例（武蔵国分寺跡）



中型説明板の例（武蔵国分寺跡）

## (3) 境界標

史跡を後世に確実に継承するため、指定に係る地域の境界線が屈折する地点及び主要な境界地表に境界標を設置し、指定地の範囲を明示する。

## (4) 案内板・道標

来訪者を目的地点に適切に誘導するため、史跡などの案内図や方向・距離等を示した案内板を設置する（文化庁文化財部記念物課監 2005『史跡等整備のてびき Ⅲ技術編』）。ガイダンスエリア内や正倉院エリア北西部に大型の案内板を設置し、史跡全体の案内を行う。

また、道標を適所に整備し、史跡の代表的な施設や本史跡の特徴を示す重要な地区への案内を行う。さらに、周辺地域からの史跡への誘導についても検討する。



大型案内板の例  
(福島県文化財センター白河館・まほろん)



道標の例（斎宮跡）

### (5) 銘板（名称板）

表示した遺構などが何の施設であるのかを来訪者に伝えるために、復元展示や表示する遺構ごとにその名称を記載した銘板を整備する。



銘板の例（平沢官衙遺跡）

## 2節 基盤整備

### (1) 基盤造成

基盤造成は、遺構面<sup>※4</sup>までの十分な保護層の確保を原則とし、基本的に地表面の整地に留める。そして、近接する道路などとのユニバーサルデザインにも配慮したものとする。

遺構の復元展示や表示、説明板・案内板などの整備にあたり、遺構面までの保護層の厚さを確保できない場合は盛り土を行う。また、植栽の整備に際しては、必要に応じて防根シートを敷設するか適切な厚さの盛り土を行い、樹根により遺構や遺構面などを損傷することがないように留意する（図10）。また、工事に際しては、遺構面に過大な負荷を与えないよう重機などの取り扱いについても十分に配慮する。

なお、清水エリアの清水整備ゾーンにある清水本体部分については、発掘調査で確認された層序を踏まえ、近代以降に堆積した表面の土層を除去する程度の基盤造成に留めることを基本とする。

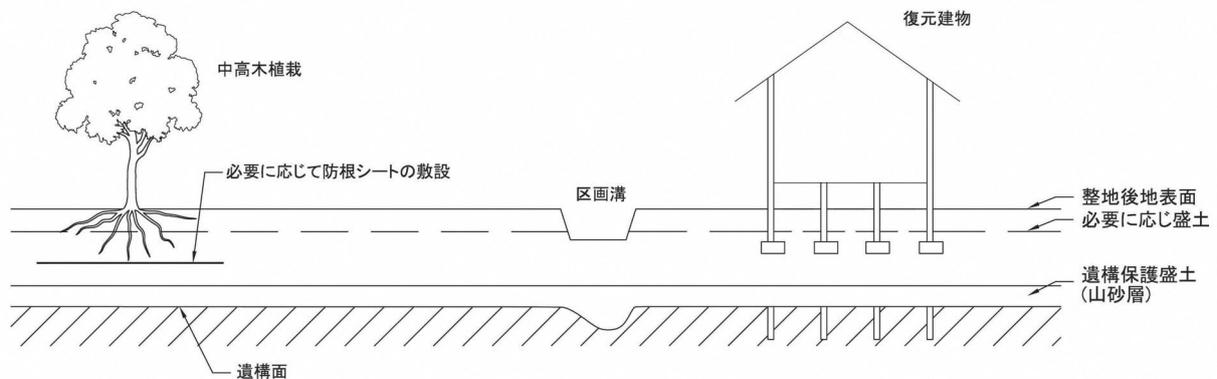


図10 基盤造成等模式図

※4 遺構面とは、本来は建物等が存在した当時の地表面のことをいうが、史跡恒川遺跡においては江戸時代の畑が郡衙存在時期の地表面より深く耕作されていることから、本計画書では江戸時代の耕作土より下層の郡衙関連遺構の確認できる面を「遺構面」とする。

### (2) 給排水・給電施設

水飲み場や植栽管理の散水栓などのために必要な給水管・排水管を地下に埋設する。上水管の敷設に際しては、冬期間の不凍管理がし易いよう凍結深度を考慮する。また、防犯用照明や史跡活用などに要

する電源確保のため、給電施設も適宜地下に埋設する。ただし、いずれも最小限のものとし、遺構や遺構面に影響を与えない深度に設けることを厳守する。

ガイダンス施設の下水は、近接する既設下水管に接続して排水するようにする。

### (3) 雨水排水施設

史跡整備事業における雨水排水に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

雨水の表面排水は原則として造成地表面レベルに沿った形とする。表層整備に際しては、透水性の高い材料を使用する。そして、地形などを勘案して暗渠による排水トレンチを適宜設置する。

また、必要に応じてガイダンス施設駐車場に雨水貯留槽などを設置する。

正倉院エリアなどの既存水路（図11）については、営農用水に配慮しつつ、必要に応じて史跡公園外縁に付け替える。その際、遺構を損傷することがないようにする。

なお、雨水排水施設の整備にあたっては、都市計画法などの法令及びこれらの法令に基づく条例や計画などの基準に照らし合わせながら、地域や関係機関との調整を図り進めることとする。

## 3節 遺構表示

### (1) 基本的な考え方

遺構表示に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

発掘調査などの成果に基づき、主要な遺構について、それと同位置の地表面に表示する。遺構や遺構面の保護を前提とし、原則として遺構の露出展示は行わない。遺構表示を行う上で十分な知見が得られていない遺構については、発掘調査を実施し、遺構の形状・規模・構造・性格や時期など、整備に必要な情報を把握する。

遺構表示は、正倉院エリアの遺構表示ゾーンを中心に行う。

史跡恒川官衙遺跡の正倉院の変遷については、第Ⅴ章3節で述べたとおりである（21～24頁参照）。平成29（2017）年度末時点で、史跡恒川官衙遺跡Ⅱ期の正倉は総柱掘立柱建物4棟（S T 03、S T 05、S T 06、S T 07）が確認されている。次の史跡恒川官衙遺跡Ⅲ期（8世紀後半～9世紀代）には、総柱掘立柱建物の正倉と同位置に礎石建ちの正倉が造られるという特徴が認められるが、礎石の残存状況が良好でなく正倉遺構は明確には把握できていない。こうした点から、正倉院エリアでは、最も正倉院の様相が最も明瞭な史跡恒川官衙遺跡Ⅱ期（8世紀前半）の正倉や正倉院南辺外周区画溝などの表示を行う。

なお、清水エリアにおいて今後の調査により郡衙関連遺構を確認した場合は、その評価に基づき遺構表示方法などについて検討する。



重複するⅡ期の正倉（掘立柱建物跡 ST03）とⅢ期の正倉（礎石建ち建物跡 ST13）

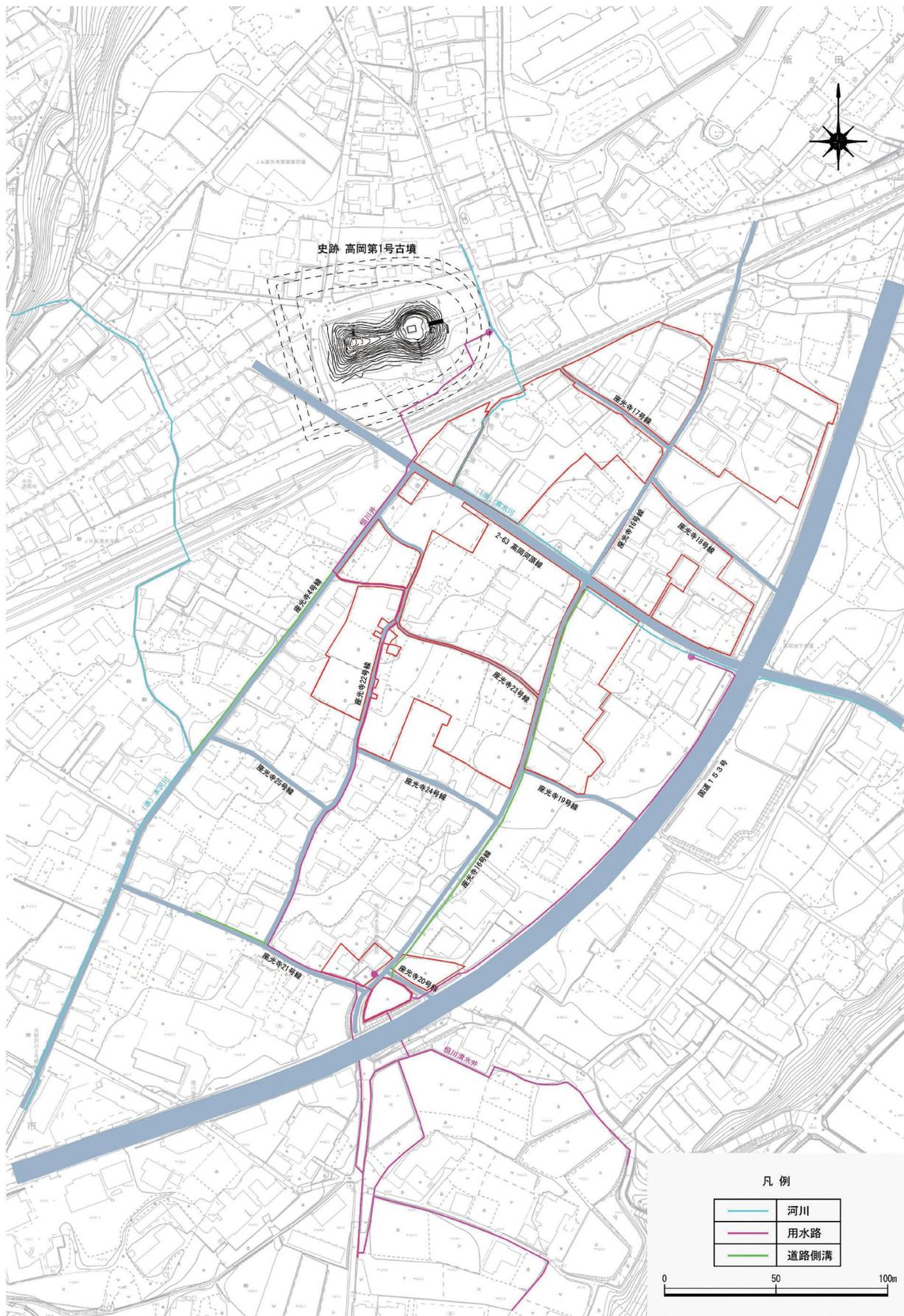


図 11 河川・用水路等現況図

## (2) 整備手法と対象遺構

### ① 建物の復元展示

来訪者に伊那郡衙の正倉の形状や規模・構造などを体感してもらい、史跡への理解を促すため、発掘調査により十分な情報が得られた本史跡の特徴を示す正倉遺構について、建物の復元展示を図る。

建物の復元にあたっては、発掘調査の成果や同時期・同種の建造物の関連資料などの総合的な分析に基づき、形状・規模・意匠・構造などについて、文化庁の示す「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準」(資料3)に照らし十分な検証を行い、建築当時の技法を検証し極力忠実な再現に努める。

ただし、利活用に関連して建築基準法における構造計算上の安全基準を満たすことが求められるため、必要に応じて適切な技法を目立たない形で採用する場合もあり得る。

建物復元に用いる木材は、奈良時代の建築用材の一般的な使用例や市内の当該期の遺跡から出土した木材の樹種を参考にし、できるだけ地場産の材を採用するよう検討する。



建物復元展示の例 (中宿遺跡)

### ② 建物の表示

来訪者が建物の配置や平面規模を理解できるよう、復元展示する正倉以外の建物遺構は半立体表示を行う。ただし、異なる時期の遺構を表示する場合など必要に応じ、平面表示との併用も検討する。



建物遺構表示の例 (志太官衙遺跡)

### ③ 区画溝の表示

来訪者が正倉院の広がりや外周を溝で囲んだ正倉院域の明示のあり方を理解できるよう、正倉院エリアにおいて正倉院南辺外周区画溝の立体的な表示整備を行う。

また、正倉院北側エリアでは、郡衙の北限を区画する郡衙北限溝の遺構について簡易的な手法により表示する。



区画溝表示の例 (平沢官衙遺跡)

【資料3】

史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準

(平成28年1月 文化庁記念物課史跡部門・整備部門 『月刊文化財(628号)』より)

1 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は存在しないが、史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡(主として遺構。以下「遺跡」という。)に基づき、当時の規模(桁行・梁間等)・構造(基礎・屋根等)・形式(壁・窓等)により原位置において当該建築物その他の工作物を再現する行為を言う。

2 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

(1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって支障となるものではないこと。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡を損傷するものではないこと。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較考量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
  - ① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
  - ② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。
  - ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること。

(2) 技術的事項

- ア. 次の各項目に照らし、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
  - ① 発掘調査等の学術調査による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
  - ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
  - ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
  - ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料(歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要)
  - ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲しかつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) その他

- ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。
- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の所在場所に掲出すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。
- ウ. なお、史跡等の活用を目的として復元的に整備する建造物の適否については、本基準を参考としつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととする。